

滋賀県奨学資金の募集について

滋賀県教育委員会

滋賀県では、経済的な理由により高等学校等での修学が困難な生徒の皆さんに、奨学資金の貸与を行っています。

◆貸与の主な要件

- 高等学校等に在学する者
- 経済的な理由により、修学することが困難な者(所得基準あり)
- 保護者(親権者または未成年後見人)が県内に居住する者
- 条例、規則に定める奨学金等の貸与または給付を受けていない者

◆貸与額・返還等

区分		自宅通学者	自宅外通学者
奨学金 (月額)	国公立	18,000円	23,000円
	私立	30,000円	35,000円
入学資金 (入学時のみ)	基本額	50,000円(国公立、私立の別はありません)	
	私立加算	入学金相当額(限度額 150,000円) ※私立のみ	
電子計算機購入資金 (1回のみ)	限度額 150,000円 (学校の授業等で使用するタブレット端末やパソコンの購入等に要する費用相当額) ※電子計算機購入資金のみの貸与も可能です。		

申請時期	随時
貸与期間	年3回 (入学資金は、最初の奨学金の貸与と併せて貸与。電子計算機購入資金は決定後、随時貸与。)
利率	無利子(正当な理由なく返還を遅延したときは、遅延利息が課されます。)

返還期間	貸与期間終了後、6か月を経過したときから10年以内(最長120回の月賦) ※在学期間中等は、申請により返還猶予可能。
返還方法	月賦、半年賦または年賦での返還方法による均等返還。(繰上返還可能)
返還を滞納した場合	返還すべき額に年10.75%の割合の延滞利息が課されます。 貸付金の一括返還を請求し、法的手続きを行うことがあります。

◆留意事項

- ※ 滋賀県奨学資金は、貸付金です。**貸与終了後は、全額を返還する必要があります。**
お申し込みの際は、返還する時のことも十分検討の上、お申し込みください。
なお、返還された奨学資金は、後輩生徒の皆さんの奨学資金に活用されます。
- ※ 在学中の貸与継続を希望される場合も、毎年度申請いただき、その都度、貸与の可否を判定しますので、卒業までの貸与が確約されるものではありません。
- ※ 申請にあたっては、連帯保証人(保護者1名)が必要です。

◆お問い合わせ

奨学資金の詳細については、在学する高等学校等にお問い合わせください。

滋賀県奨学資金について

滋賀県では、条例に基づき、経済的な理由により高等学校等での修学が困難な生徒に対して奨学資金の貸与を行っています。

◆貸与の対象となる者

対象者	①下記の対象校種の学校に在学していること ②保護者(親権者または未成年後見人)が県内に居住すること ③次のaからcのいずれかに該当する世帯に属するものであること a 生活保護法に基づく保護を受けている世帯 b 世帯に属する全ての者が、地方税法第295条第1項に基づき市町村民税が非課税である者もしくは地方税法第323条に基づく市町村条例により市町村民税が減免されている者である世帯 c 世帯の前年の収入の年額または世帯の当該年の収入の年額の見込額が生活保護法による世帯の需要の年額の1.7倍以下である世帯であって、学資の支弁が困難であると認められるもの ④条例、規則に定める奨学金等の貸与または給付を受けていないこと 奨学金の例(生活福祉資金(教育支援資金)、母子父子寡婦福祉資金(修学資金)、定時制課程および通信制課程修学奨励金、独立行政法人日本学生支援機構奨学金等)
対象校種	高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校の高等課程

※大学、短期大学、専修学校(高等課程を除く。)に在学する方を対象とした奨学金事業は(独)日本学生支援機構が実施しています。在学する学校を通じて、(独)日本学生支援機構までお問合せください。

※申請しようとする生徒の保護者が県外に居住している場合は、保護者の居住する都道府県が実施する奨学金制度の対象となりますので、当該都道府県までお問合せください。

◆貸与額等

区分		自宅通学者	自宅外通学者
奨学金 (月額)	国公立	18,000円	23,000円
	私立	30,000円	35,000円
入学資金 (入学時のみ)	基本額	50,000円(国公立、私立の別はありません)	
	私立加算	入学資金相当額(ただし、限度額150,000円)	
電子計算機購入資金 (1回のみ) 注1)	電子計算機の購入等に要する費用相当額(ただし、限度額150,000円)		

※入学資金は奨学金と併せての貸与となりますが、電子計算機購入資金はそれのみの貸与ができます。

貸与の期間	奨学金は申請があった月の翌月分(ただし、4月に申請があった場合は4月分)から、在学する高等学校等における標準修業年限(疾病、負傷、災害その他やむを得ない理由があると認められる場合はその在学期間)まで貸与します。
貸与利率	無利子(正当な理由なく返還を遅延したときは遅延利息を付します。)
貸与の時期	年3回(審査後、9月末頃、1月末頃)(予定) 入学資金は最初の奨学金の貸与と併せて貸与します。 電子計算機購入資金は決定後随時貸与します。
連帯保証人	1名必要(原則として申請者の保護者) 奨学資金の貸与を受けた者と連帯して弁済の責を負うものとします。

◆募集期間と申込方法

募集期間	随時(入学資金の貸与は4月の申請に限ります。また、奨学資金は予算の範囲内で貸与しますので、多くの方から申請をいただき予算が無くなった場合は、貸与がなされないことや募集を中止することがあります。)
申込方法	奨学資金の貸与申請書に必要事項を記入し、必要書類を添付の上、在学する高等学校等を通じて滋賀県教育委員会にお申込みください。

◆奨学資金の返還

返還期間	貸与期間終了後、6箇月を経過したときから10年以内に返還いただきます。
返還方法	貸与終了後に提出いただく奨学資金借用証書に記載いただいた返還期間と月賦、半年賦または年賦による返還方法による均等返還とします(繰上返還可能)。支払い方法は、金融機関口座からの引き落としまたは納入通知書による窓口納付となります。返還期日は、月賦は毎月月末、半年賦は7月末日ならびに11末日、年賦は11末日となります。
返還を遅滞した場合	奨学資金の返還を遅滞した場合は、 ・返還すべき日の翌日から返還の日までの日数に応じ、返還すべき額に年10.75%の割合を乗じて得た金額に相当する延滞利息が課されます。 ・返還期日が来ていない返還額を含めて一括して返還を請求し、法的手続きを行うことがあります。

※以下の要件を満たす場合は、申請により奨学資金の返還を猶予することができます。

①高等学校等、大学等に在学しているとき

②疾病、負傷、災害その他やむを得ない理由により、貸与を受けた奨学資金を返還することが著しく困難となったと認められるとき

※貸与終了後、奨学資金借用証書を提出されない場合は、貸与した奨学資金の総額を一括して返還するよう請求することがあります。

◆貸与月額と返還例

区分 (貸与 月数)	貸与の有無		通学	貸与 月額	入学 資金	電子計 算機購 入資金	貸与総額	月賦金額	返還回数 (年月)
	電子計 算機購 入資金	入学 資金							
国公立 (36月)	有	有	自宅	18,000	50,000	150,000	848,000	7,100(最終3,100)	120回(10年)
			自宅外	23,000	50,000	150,000	1,028,000	8,600(最終4,600)	120回(10年)
		無	自宅	18,000	—	150,000	798,000	6,800(最終2,400)	118回(9年10月)
			自宅外	23,000	—	150,000	978,000	8,200(最終2,200)	120回(10年)
	無	有	自宅	18,000	50,000	—	698,000	6,000(最終2,000)	117回(9年9月)
			自宅外	23,000	50,000	—	878,000	7,400(最終4,800)	119回(9年11月)
		無	自宅	18,000	—	—	648,000	5,400	120回(10年)
			自宅外	23,000	—	—	828,000	6,900	120回(10年)
私立 (36月)	有	有	自宅	30,000	200,000	150,000	1,430,000	12,000(最終14,000)	119回(9年11月)
			自宅外	35,000	200,000	150,000	1,610,000	13,400(最終15,400)	120回(10年)
		無	自宅	30,000	—	150,000	1,230,000	10,300(最終4,300)	120回(10年)
			自宅外	35,000	—	150,000	1,410,000	11,800(最終5,800)	120回(10年)
	無	有	自宅	30,000	200,000	—	1,280,000	10,700(最終6,700)	120回(10年)
			自宅外	35,000	200,000	—	1,460,000	12,200(最終8,200)	120回(10年)
		無	自宅	30,000	—	—	1,080,000	9,000	120回(10年)
			自宅外	35,000	—	—	1,260,000	10,500	120回(10年)
電子計算機購入資金のみの貸与				—	—	150,000	150,000	1,300(最終1,800)	115回(9年7月)

※私立高等学校等の入学資金については、基本額50,000円と私立加算150,000円で試算しています。実際には私立加算は当該高等学校等の入学金相当額(ただし、150,000円限度)となります。

※電子計算機購入資金については、限度額150,000円で試算しています。

※貸与月数は高等学校等入学から卒業まで36月で試算しています。

◆留意事項等

- ①滋賀県奨学資金は貸付金です。貸付終了後は貸与を受けた奨学資金の全額を返還する必要があります。滋賀県奨学資金をお申込みの際は返還する時のことも御検討のうえお申込みください。なお、返還された奨学資金は後輩生徒の奨学資金に活用されます。
- ②審査結果は申請から概ね2箇月程度で在学する高等学校等を通じてお知らせします。ただし、申請に必要な添付書類を後日提出いただく場合や申請書類に記入誤りや不足書類があった場合は不足書類の提出や記入誤りの訂正がなされて申請書類が整った後に審査を行いますので、審査結果は審査後順次お知らせします。
- ③奨学資金の貸与の継続を希望する場合は、毎年度、申請が必要です。毎年度、貸与要件を満たしているかを確認し、貸与継続の可否を判定しますので、卒業までの貸与が確約されるものではありません。
- ④奨学資金は予算の範囲内で貸与します。そのため、多くの方から申請をいただき予算が無くなった場合は、貸与がなされないことや募集を中止することがあります。

◆お問合せ

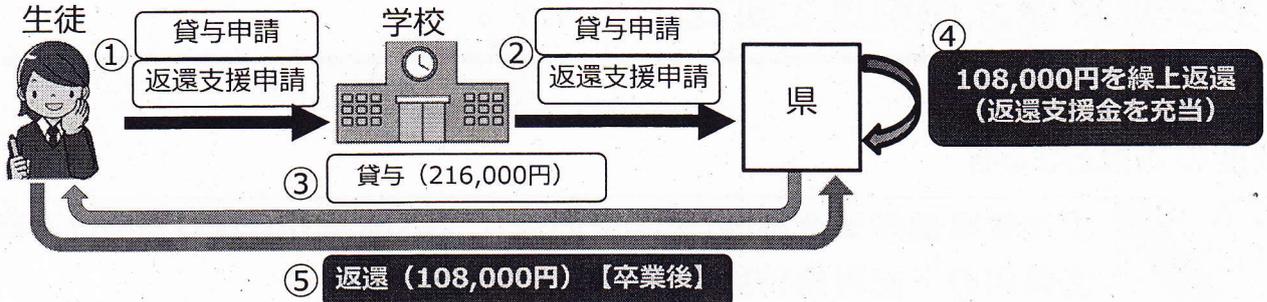
在学する高等学校等にお問合せください。

■奨学金返還支援制度にかかるQ&A

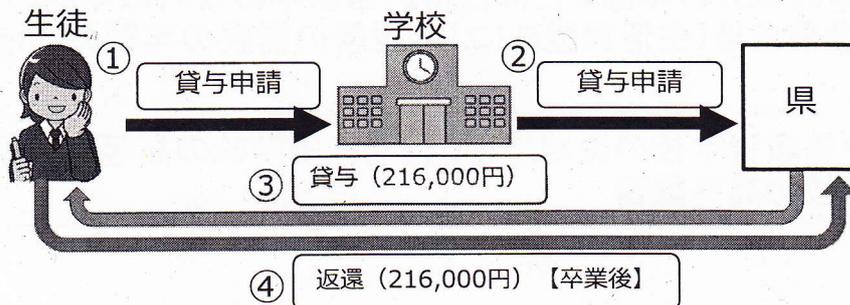
Q1. 返還支援金というのは、奨学資金の貸与とは別に生徒や保護者が受給できるのでしょうか。手続きの流れはどのようなものでしょうか。

A. 返還支援金は、生徒や保護者が直接受け取るものではありません。

【モデルケース】(公立(自宅)月額18,000円 4月～3月貸与)における手続きの流れは以下の通りです。



《参考》【通常】(返還支援の対象とならない場合)



Q2. 返還支援の対象となる場合、どのようなスケジュールになりますか。

A. 現時点では以下のスケジュールを予定しております。(4月から貸与を受ける方の例)

4月	貸与申請、返還支援申請
5月	貸与決定通知、4～8月分貸与実施(1回目)
9月	9～12月分貸与実施(2回目)
12月	成績評定平均値根拠書類提出(学校→県)
1月	1～3月分貸与実施(3回目)
2月	返還支援決定通知
3月	貸与額の1/2について繰上返還(返還支援金を充当(県で手続き実施))

Q3. 一度返還支援対象者となれば、卒業までずっと対象になりますか。

A. Q2のようなスケジュールで毎年度対象者を決定しますので、1年生で対象となっても、2年生の時点で要件を満たさない場合には、2年生での貸与は返還支援の対象とはなりません。また逆に、1年生で返還支援の対象とならなかった場合でも、2年生の時点で要件を満たす場合には、2年生での貸与は返還支援の対象となります。

(暫定版)

【新制度】奨学金返還支援制度について

令和6年度より、県内の高等学校等に在学する生徒を対象とした奨学金返還支援制度を新設予定です。

◆制度の対象となる者

対象者	①滋賀県奨学資金制度(奨学金部分)に基づき県から貸与を受ける者 ②県内の下記対象校種の学校に在学している者 ③成績評定平均値が3.5以上である者(1学期・2学期の成績) ④世帯の前年の収入の年額または世帯の当該年の収入の年額の見込額が非課税世帯相当(生活保護法による世帯の需要の年額の0.8倍以下)である者
対象校種	高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校の高等課程

◆支援内容

奨学金貸与額(月額18,000円～35,000円)の1/2を返還支援
※県が返還支援金を交付。対象者は卒業後残額のみを返還していただきます。

◆申し込み方法

4月以降、奨学資金貸与申請時にあわせて返還支援申請書(予算成立後送付)に必要事項を記入し、在学する高等学校等を通じて滋賀県教育委員会にお申込みください。

◆問い合わせ先

滋賀県教育委員会事務局教育総務課 電話番号:077-528-4587

※本制度の実施については、滋賀県議会において令和6年度当初予算案が成立する必要があります。詳細につきましては、令和6年度当初予算案の成立後にあらためてご案内させていただきます。

※裏面Q&Aもご参照ください。